

(質屋営業法令事務取扱規則の一部改正)
 第 9 条 質屋営業法令事務取扱規則(平成 1 3 年熊本県公安委員会規則第 3 号)の一部を
 次のように改正する。
 別記様式第 3 号を次のように改める。

別記様式第 3 号

熊本県公安委員会指令第 号

不 許 可 通 知 書

住居又は居所
氏名又は名称

殿

年 月 日付け質屋営業許可申請については、次の理由により許可しな
い。

理 由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 8 号及び別記様式第 9 号を次のように改める。

別記様式第 8 号

熊本県公安委員会達第 号

許可取消処分通知書

住居又は居所

氏名又は名称 殿

年 月 日付けの熊公 () 第 号で許可した質屋営業は、次の理由により取り消す。

年 月 日

熊本県公安委員会 印

理 由

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 9 号

熊本県公安委員会達第 号

営 業 停 止 命 令 書

住居又は居所

氏名又は名称 殿

年 月 日付け熊公 () 第 号で許可した
質屋営業は、次の理由により

年 月 日から 日間
年 月 日まで

その営業を停止する。

年 月 日

熊本県公安委員会 印

理 由

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 1 3 号を次のように改める。

別記様式第 1 3 号（第 8 条関係）

熊本県公安委員会指令第 号

住所

氏名

年 月 日生（ 歳）

相続人不承認通知書

年 月 日付けの申請については、次の理由により承認しない。

理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 1 6 号を次のように改める。

別記様式第 1 6 号（第 8 条関係）

熊本県公安委員会指令第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

年 月 日生（ 歳）

営業所不承認通知書

年 月 日付けの申請については、次の理由により承認しない。

理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

(警備業法令事務取扱規則の一部改正)
 第 1 0 条 警備業法令事務取扱規則 (平成 1 3 年熊本県公安委員会規則第 4 号) の一部を
 次のように改正する。
 別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号を次のように改める。

別記様式第 1 号 (第 2 条関係)

不 認 定 通 知 書
 認定証不更新

熊本県公安委員会指令第 号
 年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった警備業の認定
 認定証の有効期間の更新については、

次の理由により認定
 認定証の有効期間の更新をしないので、警備業法第 5 条第 3 項
 第 7 条第 3 項

定により通知する。

申 請 者	氏名又は名称	
	住 所	
理由		

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考

- 不用の文字は、横線で消すこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第 2 号 (第 2 条関係)

警備員指導教育責任者資格者証
合格証明書不交付通知書
機械警備業務管理者資格者証

熊本県公安委員会指令第 号
年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

警備員指導教育責任者資格者証
年 月 日付で申請のあった合格証明書の交付 につ
機械警備業務管理者資格者証

警備業法第 2 2 条第 4 項
いては、警備業法第 2 3 条第 5 項において準用する同法第 2 2 条第 4 項の規定によ
警備業法第 4 2 条第 3 項において準用する同法第 2 2 条第 4 項

り交付を行わないので通知する。

申請者	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所			
理由				

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考

- 不用の文字は、横線で消すこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第 5 号から第 9 号までを次のように改める。

別記様式第 5 号 (第 3 条関係)

認 定 取 消 通 知 書

熊本県公安委員会達第 号

年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

警備業法第 8 条の規定により、次のとおり認定を取り消したので通知する。

氏 名 又 は 名 称			
住 所			
代 表 者 の 氏 名			
認 定 年 月 日	年 月 日	認定証番号	
認定を取り消した理由			

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第 6 号 (第 3 条関係)

警備員指導教育責任者資格者証
合格証明書返納命令書
機械警備業務管理者資格者証

熊本県公安委員会達第 号
年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

第 2 2 条第 7 項
警備業法第 2 3 条第 5 項において準用する同法第 2 2 条第 7 項の規定により、
第 4 2 条第 3 項において準用する同法第 2 2 条第 7 項

公安委員会第 号 年 月 日交付の警備員指導教育責
合格証明書
機械警備業務管理

任者資格者証
の返納を命ずる。
者資格者証

氏 名		生年月日	年 月 日
本籍又は住所			
理由			

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考

- 不用の文字は、横線で消すこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第 7 号 (第 3 条関係)

指 示 書

熊本県公安委員会達第 号

年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

警備業法第 4 8 条の規定により、次のとおり指示する。

違 反 事 項	
指 示 事 項	
理 由	

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第 8 号 (第 3 条関係)

営 業 停 止 命 令 書

熊本県公安委員会達第 号

年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

警備業法第 4 9 条第 1 項の規定により、次のとおり営業の停止を命ずる。

停 止 の 範 囲	
停 止 の 期 間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで
処 分 の 理 由	

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第 9 号 (第 3 条関係)

営 業 廃 止 命 令 書

熊本県公安委員会達第 号

年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

警備業法第 4 9 条第 2 項の規定により、次のとおり営業の廃止を命ずる。

氏名又は名称	
住 所	
代表者の氏名	
処 分 の 理 由	

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第 1 3 号を次のように改める。

別記様式第 1 3 号 (第 4 条関係)

警備員指導教育責任者の兼任不承認通知書

熊本県公安委員会指令第 号

年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった警備員指導教育責任者の兼任承認については、次の理由により承認しないので通知する。

申請者	氏名又は名称	
	住 所	
理由		

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第 1 6 号を次のように改める。

別記様式第 1 6 号 (第 5 条関係)

即応体制の基準外警備業務対象施設の不承認通知書

熊本県公安委員会指令第 号

年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった即応体制の整備の基準を適用しない

警備業務対象施設の承認については、次の理由により承認しないので通知する。

申請者	氏名又は名称	
	住 所	
理由		

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(探偵業法令事務取扱規則の一部改正)
 第 1 1 条 探偵業法令事務取扱規則(平成 1 9 年熊本県公安委員会規則第 6 号)の一部を
 次のように改正する。
 別記様式第 1 号を次のように改める。

別記様式第 1 号(第 2 条関係)

報 告 ・ 資 料 提 出 要 求 書

熊本県公安委員会達第 号

年 月 日

住 所
 商号、名称又は氏名 殿
 (法人にあっては、
 代表者の氏名)

熊本県公安委員会 印

探偵業の業務の適正化に関する法律第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり
 報 告
 資料の提出を要求する。

要 求 事 項	
要 求 理 由	
報 告 ・ 提 出 期 限	年 月 日
報 告 ・ 提 出 先	

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考

- 不用の文字は、横線で消すこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第 4 号から別記様式第 6 号までを次のように改める。

別記様式第 4 号（第 4 条関係）

指 示 書

熊本県公安委員会達第 号

年 月 日

住 所
商号、名称又は氏名
(法人にあっては、
代表者の氏名)

殿

熊本県公安委員会 印

探偵業の業務の適正化に関する法律第 1 4 条の規定により、次のとおり指示する。

違 反 事 項	
指 示 事 項	
理 由	

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第 5 号 (第 4 条関係)

営 業 停 止 命 令 書

熊本県公安委員会達第 号

年 月 日

住 所
商号、名称又は氏名
(法人にあっては、
代表者の氏名)

殿

熊本県公安委員会 印

探偵業の業務の適正化に関する法律第 1 5 条第 1 項の規定により、次のとおり営業の停止を命ずる。

停 止 の 範 囲	
停 止 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
処 分 の 理 由	

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第 6 号 (第 4 条関係)

営 業 廃 止 命 令 書

熊本県公安委員会達第 号

年 月 日

住 所
商号、名称又は氏名
(法人にあつては、
代表者の氏名)

殿

熊本県公安委員会 印

探偵業の業務の適正化に関する法律第 1 5 条第 2 項の規定により、次のとおり営業の廃止を命ずる。

商号、名称又は氏名 (法人にあつては、 代表者の氏名)	
住 所	
処 分 の 理 由	

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

(銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則の一部改正)
第 1 2 条 銃砲刀剣類所持等取締法等法令事務取扱規則 (平成 2 1 年熊本県公安委員会規則第 1 2 号) を次のように改正する。
別記様式第 7 号 (裏) を次のように改める。

別記様式第 7 号

(裏)

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 9 号を次のように改める。

別記様式第 9 号（第 8 条関係）

熊本県公安委員会指令第 号

住所

氏名

年 月 日生

不許可・不認定通知書

年 月 日付け

申請については、次の理由により

許可
認定

しません。

理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第 1 6 号から別記様式第 1 9 号までを次のように改める。

別記様式第 1 6 号 (第 1 4 条関係)

熊本県公安委員会達第 号

住所

氏名

年 月 日生

教習・練習資格認定取消通知書

年 月 日付け第 号で認定した 射撃教習 射撃練習 を受ける
資格は、次の理由により取り消します。

理由

年 月 日
熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 1 7 号 (第 1 4 条関係)

熊本県公安委員会達第 号

住 所

氏 名

年 月 日生

指 示 書

銃砲刀剣類所持等取締法第 1 0 条の 9 の規定により、次のとおり指示します。

1 指示事項

2 理 由

3 履行期限

年 月 日

熊本県公安委員会



教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列 4 番とする。

別記様式第 1 8 号 (第 1 4 条関係)

熊本県公安委員会達第 号

住 所
氏 名

年 月 日生

取 消 処 分 決 定 通 知 書

年 月 日付け第 号で許可した

は、次の理由により取り消します。

理 由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 1 9 号 (第 1 4 条関係)

熊本県公安委員会達第 号

住 所

氏 名

年 月 日生

年少射撃資格認定取消通知書

年 月 日付け第 号で認定した年少射撃資格認定は、
次の理由により取り消します。

理 由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

(熊本県暴力団排除条例施行規則の一部改正)
第 1 3 条 熊本県暴力団排除条例施行規則(平成 2 3 年熊本県公安委員会規則第 4 号)を次のように改正する。
別記様式第 4 号(裏)を次のように改める。

(裏)

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 5 号（裏）を次のように改める。

（裏）

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別記様式第 6 号（裏）を次のように改める。

（裏）

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

(熊本県道路交通規則の一部改正)
 第 1 4 条 熊本県道路交通規則(昭和 4 7 年熊本県公安委員会規則第 1 号)を次のように改正する。
 別記様式第 1 3 号を次のように改める。

別記様式第 13 号(第 19 条第 1 項関係)

熊公委第	号	解 任 命 令 書	
		年 月 日	
殿		熊本県公安委員会 印	
<p>道路交通法第 74 条の 3 第 6 項の規定により、あなたが選任された次の 安 全 副 安 全 運転管 理者は、次の理由により不適格と認めますので解任することを命じます。</p>			

勤 務 先 名 称	
職務上の地位	
氏 名 年 月 日	年 月 日 生
理 由	

教 示 事 項

1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 2 2 号を次のように改める。

別記様式第 22 号 (第 30 条関係)

熊公委達()第 号 年 月 日			
運転免許試験合格取消通知書			
住所 氏名 殿			
熊本県公安委員会 印			
<p>道路交通法第 97 条の 3 の規定により、あなたの運転免許試験の合格決定の取消し及び受験の停止(年 月 日から 年 月 日まで 日間)を決定したので通知します。</p> <p>なお、当該運転免許試験に係る免許は、この通知を受けた日に効力を失うこととなります。</p>			
試験合格年月日	年 月 日	免許交付年月日	年 月 日
合格免許の種類、番号	免許 第 号		
取消しの理由	年 月 日の運転免許試験で不正受験()したもの		

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

請 書

年 月 日	
熊本県公安委員会 殿	氏名 ①
<p>年 月 日熊公委達()第 号の運転免許試験合格取消通知書を受け取りました。免許証は返納します。</p>	

備考 受領者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

(地域交通安全活動推進委員に関する規程の一部改正)
第 1 5 条 地域交通安全活動推進委員に関する規程 (平成 3 年熊本県公安委員会規程第 2 号) を次のように改正する。
別記様式第 4 号を次のように改める。

別記様式第 4 号 (第 7 条関係)

解 嘱 状

殿

道路交通法第 1 0 8 条の 2 9 第 5 項の規定により、地域交通安全活動推進委員
を解嘱します。

年 月 日

熊 本 県 公 安 委 員 会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則の一部改正)
第 1 6 条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱規則 (平成 1 4 年熊本
県公安委員会規則第 1 1 号) を次のように改正する。
別記様式第 2 号を次のように改める。

別記様式第 2 号 (第 4 条関係)

第 号

認定に関する通知書

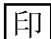
住所

氏名又は名称 殿

年 月 日付で申請のあった自動車運転代行業の認定については、
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 5 条第 3 項の規定により、認定しな
いこととしたので通知します。

理由

年 月 日

熊本県公安委員会 

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本
県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算し
て 3 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができ
なくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告
として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます
(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から起算し
て 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知
を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その
審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこ
ととされています。

別記様式第 1 1 号から別記様式第 1 4 号までを次のように改める。

別記様式第 1 1 号（第 7 条関係）

第 号

認定取消処分通知書

認定年月日

認定証番号

住所

氏名又は名称

殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、自動車運転代行業の認定を取り消したので通知します。

理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 1 2 号 (第 7 条関係)

指 示 書

第 年 月 日 号

殿

熊本県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 1 9 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 2 2 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

主たる営業所の所在地	
自動車運転代行業者名	
指示事項	など最高速度違反行為を防止するため必要な措置を講ずること。
指示の理由	

(注意)

この指示に違反した場合は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 2 3 条第 1 項等の規定による営業停止の処分を受けることがあります。

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 1 2 号の 3 (第 7 条関係)

指 示 書

第 年 月 号 日

殿

熊本県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 1 9 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 5 8 条の 4 の規定に基づき、次のとおり指示する。

指示に係る自動車	使用の本拠の 位 置	
	自動車(登録) 番 号	
指 示 事 項		など過積載運転行為を防止するため必要な措置を講ずること。
指 示 の 理 由		

(注意) この指示を受けた日から 1 年以内に当該自動車について過積載運転行為が行われたときは、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 1 9 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 7 5 条の 2 第 3 項の規定による自動車の使用制限の処分を受けることがあります。

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 1 2 号の 4 (第 7 条関係)

指 示 書

第 年 月 日 号

殿

熊本県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 1 9 条第 1 項の規定により読み替えて適用される道路交通法第 6 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

主たる営業所の所在地	
自動車運転代行業者名	
指示事項	など過労運転を防止するため必要な措置を講ずること。
指示の理由	

(注意)

この指示に違反した場合は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 2 3 条第 1 項等の規定による営業停止の処分を受けることがあります。

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 1 2 号の 5 (第 7 条関係)

指 示 書

第 年 月 日 号

住所
氏名又は名称

殿

熊本県公安委員会



自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第 2 2 条第 1 項
第 2 5 条第 2 項第 1 号の規定により、
次のとおり指示する。

指示事項

理由

教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 1 3 号 (第 7 条関係)

営業停止命令書

第 号

住所
氏名又は名称 殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第 2 3 条第 1 項
第 2 5 条第 2 項第 2 号 の規定によ

り、次のとおり自動車運転代行業の停止を命ずる。

1 営業停止の範囲

2 営業停止の期間

年 月 日から
日間
年 月 日まで

3 理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 1 4 号 (第 7 条関係)

第 号

営業廃止命令書

住所

氏名又は名称

殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
第 2 4 条第 1 項
第 2 5 条第 2 項第 3 号
の規定によ

り、次の理由により自動車運転代行業の廃止を命ずる。

理由

年 月 日

熊本県公安委員会



教 示 事 項

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

(確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則の一部改正)
 第 17 条 確認事務の委託の手續等に関する事務取扱規則 (平成 17 年熊本県公安委員会規則第 9 号) を次のように改正する。
 別記様式第 7 号を次のように改める。

別記様式第 7 号 (第 2 条関係)

熊公委指令第 号

登 録
 申請に関する通知書
 登録更新

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名) 殿

年 月 日付けの道路交通法第 51 条の 8 第 1 項に規定する登録
 第 6 項に規定する登録の更新

の申請については、次の理由により登録しないこととしたので通知します。

理 由

(教示事項)

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

熊 本 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先
〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県警察本部交通指導課
電話 (096) 381-0110

別記様式第10号及び別記様式第11号を次のように改める。

別記様式第10号（第4条関係）

熊公委達第 号

適 合 命 令 書

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名) 殿

道路交通法第51条の9の規定により、次の措置をとることを命ずる。

1 命令事項

2 措置期限

年 月 日

(教示事項)

- 1 この処分について不服があるときは、この命令書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

熊 本 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先

〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県警察本部交通指導課 電話 (096) 381-0110

別記様式第11号（第5条関係）

熊公委達第 号

登録取消処分通知書

(主たる事務所の所在地)

(名 称)

(代 表 者 の 氏 名) 殿

道路交通法第51条の10の規定により、登録（登録番号 第 号）を
取り消したので通知する。

理 由

(教示事項)

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

熊 本 県 公 安 委 員 会 

照 会 先

〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県警察本部交通指導課 電話 (096) 381-0110

別記様式第19号を次のように改める。

別記様式第19号（第11条関係）

熊公委指令第 号

認定申請に関する通知書

（申請者の住所）

（申請者の氏名） 殿

年 月 日付けの道路交通法第51条の13第1項第1号ロに規定する認定の申請については、次の理由により認定しないこととしたので通知します。

理 由

（教示事項）

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

熊 本 県 公 安 委 員 会 

照 会 先
〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県警察本部交通指導課 電話（096）381-0110

別記様式第24号を次のように改める。

別記様式第24号（第13条関係）

熊公委指令第 号

駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書

（申請者の住所）

（申請者の氏名） 殿

年 月 日付けの道路交通法第51条の13第1項に規定する駐車監視員資格者証の交付申請については、次の理由により交付しないこととしたので通知します。

理由

理由

（教示事項）

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

熊本県公安委員会 印

照 会 先
〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部交通指導課
電話 (096) 381-0110

別記様式第27号を次のように改める。

別記様式第27号（第15条関係）

熊公委達第 号

駐車監視員資格者証返納命令書

(住 所)

(氏 名) 殿

道路交通法第51条の13第2項の規定により、駐車監視員資格者証（第 号）

の返納を命ずる。

理 由

この返納命令書の交付を受けた者は、その交付の日から10日以内に当該駐車監視員資格者証を熊本県公安委員会に返納しなければならない。

(教示事項)

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

年 月 日

熊 本 県 公 安 委 員 会 印

照 会 先

〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県警察本部交通指導課 電話 (096) 381-0110

(放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則)
 第18条 放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則(平成18年熊本
 県公安委員会規則第13号)を次のように改正する。
 別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号(第2条関係)

熊公委達第 号
年 月 日

放 置 違 反 金 納 付 命 令 書

殿

熊本県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、下記のとおり放置違反金の納付を命令します。同封の納入通知書により納付期限までに納付してください。

記

命令の件名	放置違反金の納付命令に関する件(第 号)
放置違反金の額	放置違反金 金 円
納付の期限	年 月 日まで
納付の場所	納入通知書裏面記載の金融機関
納付命令の理由	あなたが使用する車両が、次のとおり放置車両と認められたこと。 <input type="radio"/> 違反日時 <input type="radio"/> 違反場所 <input type="radio"/> 違反車両番号 <input type="radio"/> 違反態様

注1 上記の放置違反金を納付しない場合は、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

2 同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合は、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

(教示事項)

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

照 会 先

〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県警察本部交通指導課
 電話 (096) 381-0110

別記様式第7号(表)を次のように改める。

別記様式第7号(第5条関係) (表)

殿	熊公委達第 号 年 月 日
熊本県公安委員会 印	

督 促 状

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命令しましたが、納付期限(年 月 日)を経過しても納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに、同封の納付書により納付してください。

指定納付期限までに納付されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、納付された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

記

年度	納付命令の番号	放置違反金	延滞金
	第 号	円	円

指定納付期限	年 月 日まで
納付場所	納付書裏面記載の金融機関

注1 上記の放置違反金等を納付しない場合は、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

2 先に送付しました納付書は使用せず、同封した納付書により上記納付場所の金融機関で納付してください。

なお、納付した場合は、納付書に添付されている領収書が放置違反金等を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。

3 延滞金については、裏面を御覧ください。

(教示事項)

1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

照 会 先
〒862-8610 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県警察本部交通指導課 電話 (096) 381-0110

別記様式第14号及び別記様式第15号を次のように改める。

別記様式第14号（第8条関係）

（教示事項）

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

熊公委達第 年 月 日 号

債 権 差 押 通 知 書

殿

熊本県公安委員会
熊本県警察本部交通指導課
徴収職員 ㊟

滞納金額を徴するため、下記債権を差し押さえますので、差押債権は、履行期限までに熊本県公安委員会宛てにお支払いください。

なお、この通知を受けた後は、債権者に支払ってもその支払は無効です。

記

滞納者 (債権者)	住居等							
	氏名							
滞納金額	年度	科目	納付命令番号	納期限	金額	延滞金	滞納処分費	備考
	本通知書作成の日までに徴収すべき金額							円
差押債権	債務者	住居等				氏名		
履行期限								
差押調書謄本（滞納者宛て）を受領しました。 年 月 日 立会人氏名 ㊟								
債権差押通知書（第三債務者宛て）を受領しました。 年 月 日 () 氏名 ㊟								

注 延滞金については、この調書の作成の日までのものです。

別記様式第 1 5 号 (第 8 条関係)

(教示事項)

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

熊公委達第 年 月 日 号

差 押 調 書

殿

熊本県公安委員会
熊本県警察本部交通指導課
徴収職員 ㊟

滞納金額を徴するため、下記債権を差し押さえましたので、道路交通法第 5 1 条の 4 第 1 4 項及び国税徴収法第 5 4 条の規定により本調書を作成します。
記

滞納者 (債権者)	住居等							
	氏名							
滞納金額	年度	科目	納付命令番号	納期限	金額	延滞金	滞納処分費	備考
	本通知書作成の日までに徴収すべき金額						円	
差押債権	債務者	住居等					氏名	
履行期限								
差押調書謄本(滞納者宛て)を受領しました。 年 月 日 立会人氏名 ㊟								
債権差押通知書(第三債務者宛て)を受領しました。 年 月 日 ()氏名 ㊟								

注 1 滞納者は、この差押え後は債権の取立てその他の処分をすることができません。
 2 延滞金については、この調書の作成の日までのものです。

(道路交通法の規定による車両の使用者に対する指示及び使用制限に関する規則の一部改正)

第19条 道路交通法の規定による車両の使用者に対する指示及び使用制限に関する規則(平成18年熊本県公安委員会規則第20号)を次のように改正する。
別記様式第1号から別記様式第3号までを次のように改める。

別記様式第1号(第2条関係)

熊公委達第 号
年 月 日

指 示 書

殿

熊本県公安委員会 印

道路交通法第22条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

指示に係る車両	使用の本拠の位置	
	車両(登録)番号	
指 示 事 項		など最高速度違反行為を防止するため必要な措置を講ずること。
指 示 の 理 由		

(注意)

指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から起算して1年以内に当該自動車について最高速度違反行為が行われたときは、道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限の命令を受けることがあります。

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 2 号 (第 2 条関係)

熊公委達第 年 月 日 号

指 示 書

殿

熊本県公安委員会



道路交通法第 5 8 条の 4 の規定に基づき、次のとおり指示する。

指示に係る車両	使用の本拠の位置	
	車両 (登録) 番号	
指 示 事 項		など車両に係る過積載を防止するため必要な措置を講ずること。
指 示 の 理 由		

(注意)

指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から起算して 1 年以内に当該自動車について過積載をして自動車を運転する行為が行われたときは、道路交通法第 7 5 条の 2 第 1 項の規定による自動車の使用制限の命令を受けることがあります。

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第 3 号 (第 2 条関係)

熊公委達第 年 月 日 号

指 示 書

殿

熊本県公安委員会



道路交通法第 6 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示する。

指示に係る車両	使用の本拠の位置	
	車両 (登録) 番号	
指 示 事 項		など過労運転を防止するため必要な措置を講ずること。
指 示 の 理 由		

(注意)

指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から起算して 1 年以内に当該自動車について過労運転が行われたときは、道路交通法第 7 5 条の 2 第 1 項の規定による自動車の使用制限の命令を受けることがあります。

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます (なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として (訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。) 提起することができます (なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第5号（第4条関係）

交付年月日	・	・
交付番号		
熊公委達第 号 年 月 日		
車 両 の 使 用 制 限 書		
殿		
熊本県公安委員会 印		
命 令 の 年 月 日	年	月 日
使用者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所		
使用の本拠の名称及び位置		
車両の番号標の番号		
運 転 禁 止 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
運 転 禁 止 の 理 由		

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

(自動車の保管場所の確保等に関する法律事務取扱規程の一部改正)
第20条 自動車の保管場所の確保等に関する法律事務取扱規程(平成3年熊本県公安委員会規程第5号)を次のように改正する。
別記様式第2号(裏面)を次のように改める。

(裏面)

注 意 事 項

- 1 運行供用が制限された自動車については、熊本県公安委員会(以下「公安委員会」という。)により、保管場所が確保されている旨の確認を受けるまでの間は、運行してはいけません。
運行した場合は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処されます。
- 2 保管場所を確保した場合は、自動車保管場所確保申告書により公安委員会に申告し、保管場所を確保した旨の確認を受けて下さい。
- 3 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 4 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。
- 5 その他不明の点は、下記の連絡先に問い合わせてください。

連絡先

熊本県警察本部交通規制課

電話 (096) 381-0110 (内線)

(指定講習機関の指定等に関する規程の一部改正)
 第21条 指定講習機関の指定等に関する規程(平成2年熊本県公安委員会規程第2号)を次のように改正する。
 別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号(第5条関係)

熊公委達()第 号

解 任 命 令 書

年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

道路交通法第108条の5第3項の規定により、次のとおり 指導員の解任を命ずる。

1 解任する指導員の住所及び氏名

住 所

氏 名

2 解任する理由

教 示 事 項

1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となりま)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列第4番とする。

別記様式第8号から別記様式第9号までを次のように改める。

別記様式第8号(第8条関係)

熊公委達()第 号

指定講習機関の指定の取消通知書

年 月 日

名 称(氏名)

所在地(住所) 殿

熊本県公安委員会 印

道路交通法第108条の11第1項の規定により、指定講習機関としての指定を取り消す。

指定番号	
取 消 し 理 由	

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列第4番とする。

別記様式第8号の2(第8条関係)

熊公委達()第 号

指定講習機関の指定の取消通知書

年 月 日

名 称(氏名)

所在地(住所) 殿

熊本県公安委員会 印

道路交通法第108条の11第2項の規定により、指定講習機関としての指定を取り消す。

指定番号	
取 消 し 理 由	

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列第4番とする。

別記様式第9号(第9条関係)

熊公委達()第 号

適 合
命 令 書
監 督

年 月 日

殿

熊本県公安委員会 印

第1項

道路交通法第108条の8 の規定により、次の措置を採ることを命ずる。

第2項

命令事項	
------	--

教 示 事 項

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

附 則
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

熊本県警察本部告示第4号

行政不服審査法の施行に伴う関係熊本県警察本部規程の整備に関する規程を次のように定める。

平成28年3月29日

熊本県警察本部長 後藤 和宏

行政不服審査法の施行に伴う関係熊本県警察本部規程の整備に関する規程
(熊本県警察本部長が管理する行政文書の開示等に関する規程の一部改正)
第1条 熊本県警察本部長が管理する行政文書の開示等に関する規程(平成14年熊本県警察本部告示第2号)を次のように改正する。
第11条中「別記様式第12号(不服申立てに係る行政文書の開示通知書)」を「条例第21条第1号に係るものは別記様式第12号(条例第21条第1号に係る行政文書の開示通知書)、条例第21条第2号に係るものは別記様式第12号の2(条例第21条第2号に係る行政文書の開示通知書)」に改める。
別記様式第3号及び別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第 3 号

行政文書部分開示決定通知書

熊本県警察本部指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第 1 1 条第 1 項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県警察本部長 印

行政文書の名称			
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	午前・午後 時
	場所		
開示の実施の方法			
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用		円
	2 写しの送付に要する費用	郵便切手	円分
開示しないこととした部分並びに開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由			
担 当 所 属	電話番号		内線
備 考			

- 注 1 指定された開示を実施する日時に来庁できない場合は、あらかじめ担当所属に電話等で連絡してください。
- 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
 - 行政文書の開示によって得た情報は、条例第 4 条の規定により適正に使用しなければなりません。
 - 写しの作成及び送付には、電磁的記録を用紙に出力したもの又は複製物の作成及びこれらの送付を含みます。

教 示

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

(日本工業規格 A 4)

別記様式第 4 号

行政文書不開示決定通知書

熊本県警察本部指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで請求のありました行政文書の開示については、熊本県情報公開条例第 1 1 条第 2 項の規定により、次のとおりその全部を開示しないことと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県警察本部長 印

行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	1 条例第 7 条第 号に該当 2 条例第 1 0 条に該当 3 その他 (理 由)
担 当 所 属	電話番号 内線
備 考	

教 示

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

(日本工業規格 A 4)

別記様式第 1 1 号及び 1 2 号を次のように改める。

別記様式第 1 1 号

行政文書の開示決定に係る通知書

熊 第 年 月 日

殿

熊本県警察本部長 印

年 月 日付けで開示に反対する意見書の提出がありました行政文書について、次のとおりその
 (全部) を開示することとしたので、熊本県情報公開条例第 1 5 条第 3 項の規定により通知します。
 この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月
 以内に熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができますが、開示を実施する日の前日までに審査請求
 がないときは、開示されることとなりますので御承知ください。
 また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6
 か月以内に熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起す
 ることができます。

開示請求に係る行政文書の名称	
開示決定をした行政文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開 示 決 定 の 表 示	年 月 日付け熊本県警察本部指令第 号
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日
開示しないこととした部分	
担 当 所 属	電話番号 内線
備 考	

注 () については、いずれか適当な語を選択して記載すること。

(日本工業規格 A 4)

別記様式第 1 2 号

条例第 2 1 条第 1 号に係る行政文書の開示通知書

熊 第 年 月 日

殿

熊本県警察本部長 印

年 月 日付けで熊本県公安委員会に対して審査請求のありました行政文書について、次のとおりその〔全部〕を〔一部〕を開示することとしましたので、熊本県情報公開条例第 2 1 条において準用する同条例第

1 5 条第 3 項の規定により通知します。

なお、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます。

開示請求に係る行政文書の名称	
開示決定をした行政文書に記録されているあなた(貴団体)に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け熊本県警察本部指令第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした部分	
担 当 所 属	電話番号 内線
備 考	

注 ()については、いずれか適当な語を選択して記載すること。

(日本工業規格 A 4)

別記様式第 1 2 号の次に次の様式を加える。

別記様式第 1 2 号の 2

条例第 2 1 条第 2 号に係る行政文書の開示通知書

熊 第 号
年 月 日

殿

熊本県警察本部長 印

年 月 日付けで開示に反対する意思の表示のありました行政文書について、次のとおりその
〔全部〕を
〔一部〕を開示することとしましたので、熊本県情報公開条例第 2 1 条において準用する同条例第 1 5 条第 3 項の規定により通知します。

この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができますが、開示を実施する日の前日までに審査請求がないときは、開示されることとなりますので御承知ください。

また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます。

開示請求に係る行政文書の名称	
開示決定をした行政文書に記録されているあなた（貴団体）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開 示 決 定 の 表 示	年 月 日付け熊本県警察本部指令第 号
開 示 を 実 施 す る 日	年 月 日
開示しないこととした部分	
担 当 所 属	電話番号 内線
備 考	

注 ()については、いずれか適当な語を選択して記載すること。

(日本工業規格 A 4)

(熊本県警察本部長が取り扱う個人情報の保護等に関する規程の一部改正)
第2条 熊本県警察本部長が取り扱う個人情報の保護等に関する規程(平成18年熊本県警察本部告示第2号)を次のように改正する。
第20条中「不服申立てに係る個人情報の開示通知書(別記様式第23号)」を「条例第28条第1号に係るものは条例第28条第1号に係る個人情報の開示通知書(別記様式第23号)、条例第28条第2号に係るものは条例第28条第2号に係る個人情報の開示通知書(別記様式第23号の2)」に改める。
別記様式第3号及び別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第 3 号 (第 7 条関係)

個人情報部分開示決定通知書

熊本県警察本部指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで開示請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第 19 条第 1 項 (第 32 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県警察本部長 印

開示請求に係る個人情報の内容			
開示する個人情報に係る個人情報取扱事務の目的			
開示を実施する日時及び場所	日時	年 月 日	午前・午後 時
開示の実施の方法			
開示の実施に要する費用の額	1 写しの作成に要する費用 2 写しの送付に要する費用	円 円	合計 円
開示しないこととした部分			
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	1 根拠規定 条例第 条第 号該当 2 理由		
※上記の規定に該当しなくなる期日	年 月 日		
連絡先	電話番号 () - 内線		

- 注 1 指定された日時に指定場所に来ることができない場合は、あらかじめ連絡先へ御連絡ください。
 2 開示を受ける際は、この通知書を提示するとともに、本人であることを証明できる書類（運転免許証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
 3 法定代理人又は本人の委任による代理人が開示を受ける際は、法定代理人又は本人の委任による代理人に係る 2 の書類のほか、その資格を証明する書類を提出し、又は提示してください。
 4 開示の実施に要する費用は、開示を受ける際、現金で納付してください。
 5 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。当該個人情報の開示を希望される場合は、明示された期日以後において改めて請求してください。
 6 この通知について不明の場合は、連絡先へお問い合わせください。

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます (なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として (訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます (なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

(日本工業規格 A 4)

別記様式第 4 号（第 7 条関係）

個人情報不開示決定通知書

熊本県警察本部指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで開示請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第 19 条第 2 項（第 32 条の 4 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県警察本部長 印

開示請求に係る個人情報の内容	
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	1 根拠規定 条例第 条第 号該当 2 理由
※上記の規定に該当しなくなる期日	年 月 日
連絡先	電話番号（ ） — 内線
備考	

注 ※印の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してあります。当該個人情報の開示を希望される場合は、明示された期日以後において改めて請求してください。

教 示

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

（日本工業規格 A 4）

別記様式第9号を次のように改める。

別記様式第9号（第7条関係）

個人情報の開示決定に係る通知書

熊 第 号
年 月 日

様

熊本県警察本部長 印

年 月 日付けで開示に反対する「個人情報の開示に係る意見書」の提出がありました個人情報について、熊本県個人情報保護条例第19条第8項（第32条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおりその〔全部〕を〔一部〕を開示することとしましたので通知します。

この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができますが、開示を実施する日の前日までに審査請求がないときは、開示されることとなりますので御承知ください。

また、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます。

開示請求に係る個人情報 が記録されている 行政文書の名称	
開示することとした あなた（貴団体）に 関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け熊本県警察本部指令第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しない こととした部分	
連絡先	電話番号（ ） — 内線
備考	

注 不要の文字は、横線で消すこと。

別記様式第13号及び別記様式第14号を次のように改める。

別記様式第13号（第14条関係）

個人情報部分訂正決定通知書

熊本県警察本部指令第 号

住所
氏名

年 月 日付で訂正請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第25条第2項(第32条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおりその一部を訂正することと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県警察本部長 印

訂正請求に係る個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正年月日	年 月 日
訂正しないこととした部分及び理由	1 訂正しない部分 2 理由
連絡先	電話番号 () - 内線
備考	

教 示

- 1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

（日本工業規格A4）

別記様式第 1 4 号 (第 1 4 条関係)

個人情報不訂正決定通知書

熊本県警察本部指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで訂正請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第 2 5 条第 3 項(第 3 2 条の 5 第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり訂正しないことと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県警察本部長 印

訂正請求に係る 個人情報の内容	
訂正しない理由	
連 絡 先	電話番号 () - 内線
備 考	

教 示

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

(日本工業規格 A 4)

別記様式第20号及び別記様式第21号を次のように改める。

別記様式第20号（第19条関係）

個人情報部分利用停止決定通知書

熊本県警察本部指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで利用停止請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第25条の7第2項（第32条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおりその一部を利用停止することと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県警察本部長 印

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止年月日	年 月 日
利用停止しないこととした部分及び理由	1 利用停止しない部分 2 理由
連絡先	電話番号（ ） — 内線
備考	

教 示

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

（日本工業規格A4）

別記様式第 2 1 号 (第 1 9 条関係)

個人情報利用不停止決定通知書

熊本県警察本部指令第 号

住所
氏名

年 月 日付けで利用停止請求のありました個人情報については、熊本県個人情報保護条例第 2 5 条の 7 第 3 項 (第 3 2 条の 6 第 3 項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり利用停止しないことと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県警察本部長 印

利用停止請求に係る個人情報の内容	
利用停止しない理由	
連絡先	電話番号 () - 内線
備考	

教 示

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に、熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができます (なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として (訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます (なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

(日本工業規格 A 4)

別記様式第23号を次のように改める。

別記様式第23号（第20条関係）

<p>条例第28条第1号に係る個人情報の開示通知書</p> <p style="text-align: right;">熊 第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">熊本県警察本部長 印</p> <p>年 月 日付けで熊本県公安委員会に対して審査請求のありました個人情報について、熊本県個人情報保護条例第28条において準用する第19条第8項の規定により、次のとおりその〔全部〕を〔一部〕を開示することとしましたので通知します。</p> <p>なお、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として(訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。)提起することができます。</p>	
開示請求に係る個人情報 が記録されている行政文書の名称	
開示することとしたあなた (貴団体)に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け熊本県警察本部指令第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした部分	
連絡先	電話番号 () - 内線
備考	

注 不要の文字は、横線で消すこと。

別記様式第23号の次に次の様式を加える。

別記様式第23号の2（第20条関係）

条例第28条第2号に係る個人情報の開示通知書

熊 第 年 月 日
年 月 日

様

熊本県警察本部長 印

年 月 日付けで開示に反対する意思の表示のありました個人情報について、熊本県個人情報保護条例第28条において準用する第19条第8項の規定により、次のとおりその〔全部〕〔一部〕を開示することとしましたので通知します。

この通知に係る開示決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に熊本県公安委員会に対して審査請求をすることができますが、開示を実施する日の前日までに審査請求がないときは、開示されることとなりますので御承知ください。

なお、この通知に係る開示決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）提起することができます。

開示請求に係る個人情報 が記録されている行政文書の名称	
開示することとしたあなた （貴団体）に関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示決定の表示	年 月 日付け熊本県警察本部指令第 号
開示を実施する日	年 月 日
開示しないこととした部分	
連絡先	電話番号（ ） — 内線
備考	

注 不要の文字は、横線で消すこと。

(日本工業規格A4)

(熊本県警察本部長が保有する行政文書の管理に関する規程の一部改正)
第3条 熊本県警察本部長が保有する行政文書の管理に関する規程(平成26年熊本県警察本部告示第11号)を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。
別表事項の欄中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、業務の区分の欄中「不服申立て」を「審査請求」に、「裁決(決定)」を「裁決等」に改め、文書の類型の欄中「不服申立て」を「審査請求」に改め、保存期間の欄中「又は決定」を削る。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。